二　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であって業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

［二の二～二の四　略］

三　法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務（法第八十七条第四項第七号、第七号の二及び第十三号並びに第九十七条第三項第七号、第七号の二及び第十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

［三の二～十三　略］

十三の二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十三の三　他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十四　経営相談等業務

［十五・十六　略］

十七　主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号、次条第十五項第八号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二　主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

［十七の三～二十　略］

二十一　有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十八号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

［二十二・二十三　略］

二十四　財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する連合会（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合に限り、当該連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行又は法第八十七条の二第一項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であって業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

［二の二～二の四　同上］

三　法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務（法第八十七条第四項第七号及び第七号の二並びに第九十七条第三項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

［三の二～十三　同上］

十三の二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十三の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十四　他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

［十五・十六　同上］

十七　主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二　主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

［十七の三～二十　同上］

二十一　有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十八号及び前号に該当するものを除く。）

［二十二・二十三　同上］

二十四　財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第八十七条の二第二項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務